

古河市市民大学等検討委員会 報 告 書

平成27年10月19日

古河市市民大学等検討委員会

はじめに

私は、古河市に住む住民のひとりとして、教育機関である大学に勤務している経験を生かして地域に貢献することができればと思い、この古河市民大学等検討委員会に参加することにしました。平成 26 年 11 月に委員会が設立されて以来、古河市の発展のためにそれぞれの立場で熱心に活動されている他の委員の方々と共に、地域の人々の暮らしに深く根ざした市民大学の実現を目指して、検討を重ねてまいりました。

市民大学の設立背景には、中央教育審議会の答申において強調されているように、変化する時代の中での生涯学習の振興の必要性というものがあります。地域社会の発展につながる新たな人と人とのつながりを生む契機となるような多様な学習機会の提供こそが、その設立目的に他なりません。

コンビニエンスストアやインターネットに象徴される、便利で情報に溢れた社会は、直接的な人間関係を希薄化させる傾向にあります。そうした変化の中で、豊かな地域社会を作っていくためには、人と人とが関わり合うことのできる新たな場の創出が必要となってきます。新しく構想する古河市の市民大学は、設立目的図で示されている＜地域＞＜暮らし＞＜ひと＞という 3 つのキーワードを結び、そこに新たなつながりを創り出していく役割を担っているといえます。目的の中の「学ぶ仲間とともに」という言葉は正にその重要性を示しています。

古河市における市民大学構想の動きは、他の地域に比べて、必ずしも早いとは言えませんでした。検討委員会としては、既に実施されている他の地域における市民大学の実践を参考にしながら、古河市独自の新しい市民大学のあり方を模索しようということになりました。市の生涯学習課の協力を得て、現在、開講されているいろいろな市民大学講座を見てみると、従来の公民館等の講座の発展したようなものや、地域にある大学と提携した専門性の強いものなど、さまざまな形態があることがわかりました。運営方法も行政主導のものばかりではなく、NPO 法人を中心とした民間によるものも少なくありませんでした。

そうした多様な市民大学の実践例を踏まえて、東京への通勤圏内に位置する古河市の、地域的特徴を生かした市民大学のあり方というものを検討してきました。それから、実際に大学に勤務する私の立場から、大学自体が今大きく変わろうとしているという点を強調しました。「大学」というと、専門家の難解な講義を聴講するといったイメージがあるかもしれませんが、現在、多くの大学では、一方的な講義ではなく、受講者との双方向的なワークショップを取り入れた授業や、キャンパス内の講義室だけに留まらず、講義のテーマと直接関係する現場に出かけて行う、フィールドワーク的な授業なども試みられるようになっていきます。また、大学で講義をする人材も、いわゆる研究者ばかりではなく、それぞれの分野で活躍している専門家をお願いするというケースも増えています。象牙の塔という言葉に象徴される閉

ざされた大学から、より開かれた学びの場へと変化しつつあるのです。その意味で、古河市の市民大学も、従来の「大学」のイメージにとらわれることなく、自由な発想で考えていくことにしました。

初めから特定の建物を教室として考えるのではなく、古河市の地域全体をひとつのキャンパスとして捉え、テーマにふさわしい場所でのワークショップやフィールドワークを積極的に取り入れ、また、そこで授業を行う人材も、著名な大学の先生を外部からお招きするだけではなく、古河市に在住しているさまざまな分野の専門家を発掘していこうということになりました。それは、正に、実際の「大学」が目指す方向性とも一致し、時代のニーズに叶ったものと言えるでしょう。

そのような柔軟な視点から、これまで生涯学習課で実施してきた講座内容を、発展的に取り込むことができる、「コミュニティコース」と「ライフスタイルコース」という2つの柱に基づくカリキュラムが構想されています。

そうした中で特に注目したのが、現在、全国各地で民間を中心に展開されているソーシャル系大学です。ソーシャル系大学というのは、自由な発想に基づき、さまざまなジャンルの新しい学びの場を提供しているもので、そこで生まれる新しい人と人とのつながりが、地域活性化にもつながっていくという試みです。

検討委員会でも、このソーシャル系大学の最新事例の資料を収集し、7月4日(土)には、その分野での専門家である明治学院大学教授の坂口緑教授をお招きして、市民大学講座の開講に向けた「未来をつくる生涯学習 ～ソーシャル系大学の可能性～」と題した講演会を実現することができました。坂口教授に、これまで検討委員会で議論してきた古河市民大学の構想を説明したところ、人と人との出会いの場を大切にするソーシャル系大学の要素を含んだカリキュラムを、行政との連携により進めていくことは、新しい試みとして大きな可能性をもっているのではないかと、というご意見をいただきました。

検討委員会における議論のプロセスを振り返ってみると、市民大学設立の提案は初めに行政側から投げかけられたものでしたが、生涯学習課の協力のもとに、市民の代表としての検討委員の自由な考えを形にすることができ、市民からの発想による市民大学の構想といってもよく、ある意味、行政と市民のコラボレーションという理想の形ではなかったかと思います。

この報告書を市に提出するにあたり、古河市にふさわしい市民大学のあり方について、積極的なご意見をいただいた検討委員の皆様と資料作成等細かな点において支えていただいた生涯学習課の担当者に感謝申し上げるとともに、この報告書に示された構想に基づき、古河市の協力によってすばらしい市民大学が実現することを願っています。

平成27年10月

古河市民大学等検討委員会
委員長 金田 卓也

目 次

- (1) (仮称)古河市民大学の設立目的について
 - 市民大学の設立背景
 - 市民大学の設立の目的について
- (2) 大学の名称について
- (3) 受講対象、活動拠点、定員、受講料について
 - 受講対象について
 - 活動拠点（キャンパス）について
 - 受講者の定員について
 - 受講料について
- (4) カリキュラム体系（構成・内容）について
 - カリキュラム体系について
 - 講義時間について
 - 開催曜日、時間帯について
- (5) 運営体制について
 - 運営体制について
- (6) その他

- 【参考資料 1】 古河市市民大学等検討委員会設置規則
- 【参考資料 2】 古河市市民大学等検討委員会委員名簿
- 【参考資料 3】 古河市市民大学等検討委員会の検討経過

(1) (仮称) 古河市民大学の設立目的について

(仮称) 古河市民大学の設立目的に関する考え方について、以下のとおり提案します。

■市民大学の設立背景

平成20年2月の中央教育審議会の「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方針」に関する答申では、『21世紀は、著しく急速な科学技術の高度化や情報化等によって、新しい知識が政治・経済・文化をはじめとする社会のあらゆる領域で基盤となり、重要性を増す時代であり、これまでの狭い意味での「知識」や「技術」だけではなく、豊かな人間性を含む総合的な「知」が必要であり、生涯学習の振興が重要である』と記述しています。

また、昨今の「人口減少や少子高齢化の進行」や「地域社会における人間関係の希薄化」、「地球規模での環境問題」、「自然災害への対応」などの、社会の変化や要請に対応するために、①学習機会のあり方の検討、②多様な学習機会の提供や学び直しが可能な環境の整備が、今後の重要な課題となっています。



■市民大学の設立の目的について

古河市では、以上の社会の変化や要請に対応していくために、以下の目的により、市民大学を設立します。

(仮称) 古河市民大学は、古河市民が、学ぶ仲間とともに、

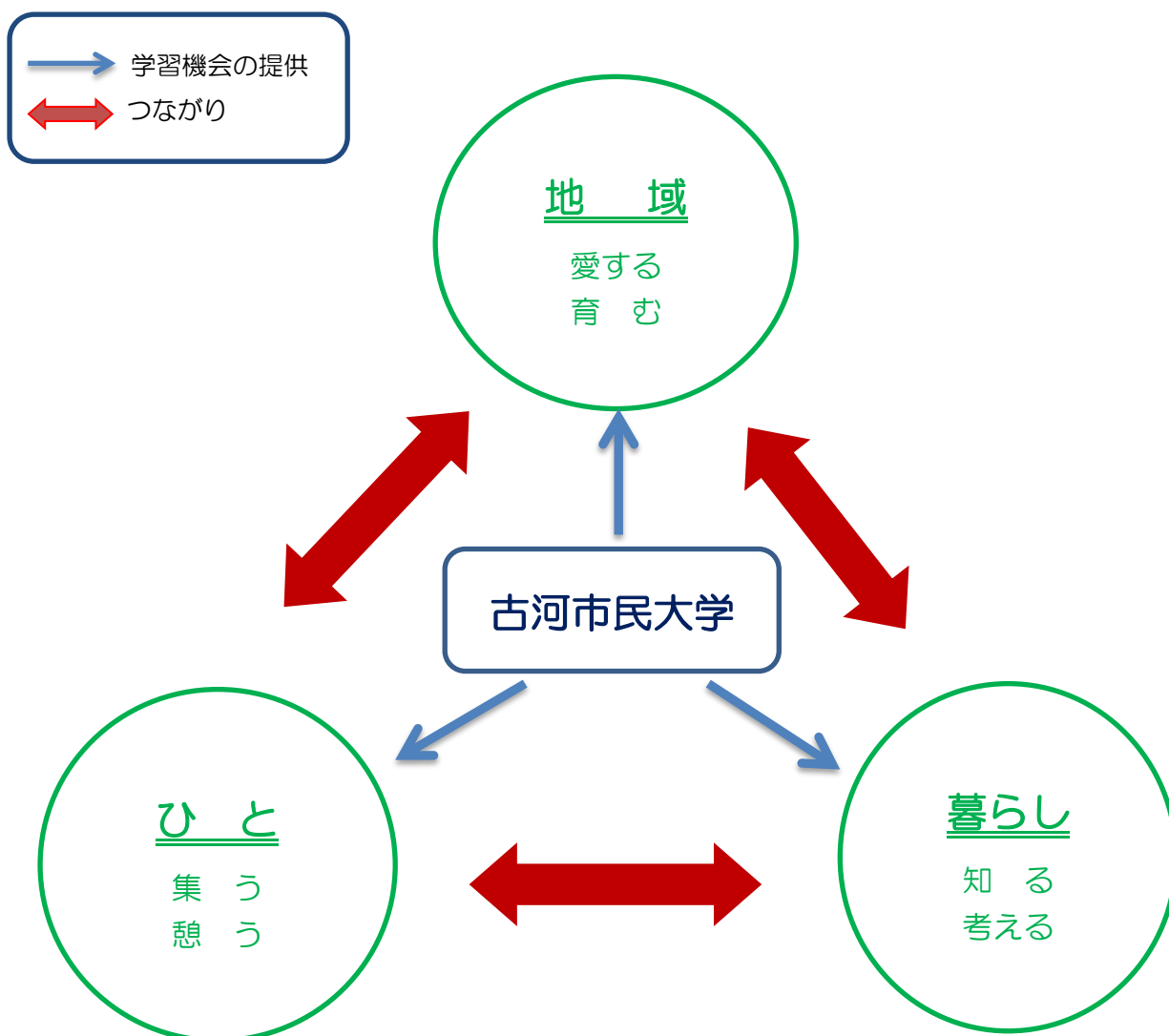
1. 生きがいと地域への愛着心を育むことを目指す。
2. 現代社会における諸問題や課題に関する情報を敏感に察知し、より良い社会生活を送ることを目指す。
3. 魅力あるまちづくりにつながることを目指す。

(2) 大学の名称について

大学の名称については、「古河市民大学」とすることを提案します。

【参 考】

○古河市民大学 設立目的図



(3) 受講対象、活動拠点、定員、受講料について

古河市民大学の設立目的を受け、以下のような考え方のもとに市民大学を設立していくことが望まれます。

■ 受講対象について

受講者は、市内在住、在勤、在学者を基本とし、古河市民大学の設立目的に賛同する方を対象とします。

なお、受講にあたって、特に年齢制限を設けず、講座内容や開催時間帯によって、年齢制限を設ける必要がある場合は、その限りではないものとします。

■ 活動拠点（キャンパス）について

【キャンパス】

古河市民大学では、古河市のまちなか全体をキャンパスと捉え、市内の公民館やコミュニティセンターなどの公共施設のみならず、民間事業所等が所有または管理する施設や店舗等を借用し、活動していきます。

【事務局】

事務局は、古河庁舎生涯学習課内に置きます。

■ 受講者の定員について

コース制の講座については、講座の内容や会場等により、定員数を定めることとします。

また、特別講演会においては、多くの受講者に参加いただけるよう開催会場の定員数に応じて設定することとします。

■ 受講料について

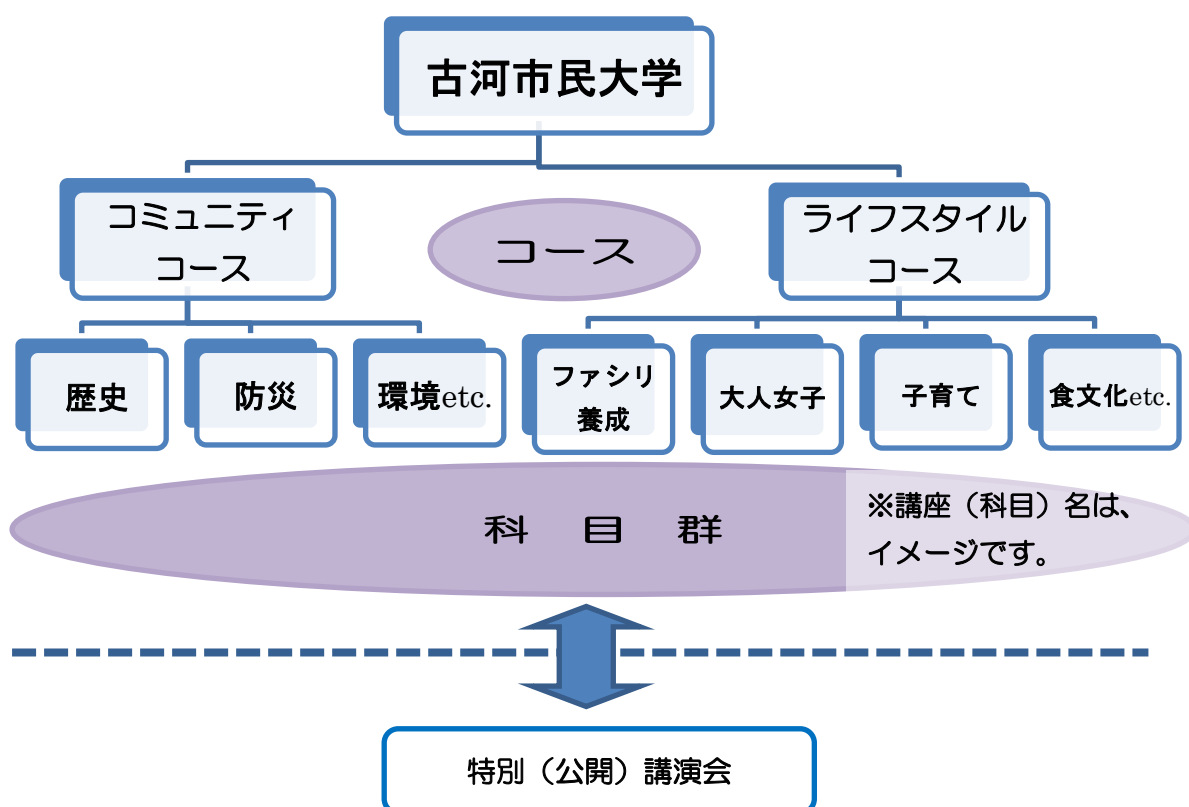
実施する講座内容や会場、受講者の定員数等に応じて受益者負担を求め、金額を設定することとします。なお、講座に係る材料費等については、実費負担分を徴収することが望ましいと考えます。

(4) カリキュラムについて

古河市民大学のカリキュラムの考え方については、以下のように提案します。

■カリキュラム体系について

○古河市民大学 学習体系図



○ 古河市民大学に関するカリキュラム編成の基本的な考え方

- 「コミュニティコース」と「ライフスタイルコース」の2つを柱とし、別に特別講演会を開催します。

「コミュニティコース」では、「知る」「集う」を通じて、古河の歴史や文化・自然環境などさまざまなことについて学び、地域への理解を深め、ふるさと古河を再認識してもらうための講座を実施することとします。

「ライフスタイルコース」では、ひとりひとりの暮らしや働きを見つめ、自分の人生に活気や希望、うるおいを与えるような講座を実施することとします。

また、講座（科目）選定にあたっては、これまで生涯学習課で実施してきた各種講座の内容の継承と発展にも留意しながら、市民のニーズ等を考慮し決定していくことが望まれます。

●2つのコースでは、従来型の講師から受講者への一方向による知識の伝達を中心とした座学のみではなく、フィールドワーク、対話型授業（ワークショップ）など様々な手法による講義を実施することとします。

●特別講演会では、連続した講座ではなく、1回のみの開講とし、普段の講義では得られない内容や広く市民に情報提供する必要のある内容で、多くの市民に受講いただけるような講座を実施することとします。

●1講座（科目）あたりの講義回数は、1回のみのものから複数回（5回程度）のものまで、講座（科目）の内容により柔軟的に設定していきます。

●講座（科目）内容の充実を図るために、市内外の教育・研究機関（大学、他の市民大学、国や県の研修・研究機関、市内小中学校、高等学校など）市役所の各部署との連携を進めていきます。また、市内企業や個人事業主等との連携を進め、企業等が持つ人材や知識を提供いただけるよう働きかけていきます。

●カリキュラム編成は、開講当初からすべてを整備することは目指さず、初年度は部分的に開講し、受講生の増加状況やニーズに応じて、順次拡充していくこととします。

■講義時間について

コース制の講座（科目）については、1回あたりの講義時間は特に定めず、講義の内容や講師のスケジュール、講義会場の確保状況などによって、弾力的に対応します。

特別講演会の講演時間は、講演の内容や講師のスケジュール、講演会場の確保状況などによって、柔軟に対応します。

■開催曜日、時間帯について

コース制の講座や特別講演会の開催曜日、時間帯は、講座ごとに決定し、講座の内容や講師のスケジュール、講座会場の確保状況などに応じて、柔軟に対応します。

(5) 運営体制について

古河市民大学の運営体制について、以下のとおり提案します。なお、将来的に、市民が企画・運営の主体となるような組織体制を整備することを望みます。

■運営体制について

古河市民大学の運営については、市民が主体的に関わることができる運営体制を目指します。

○ 運営委員会

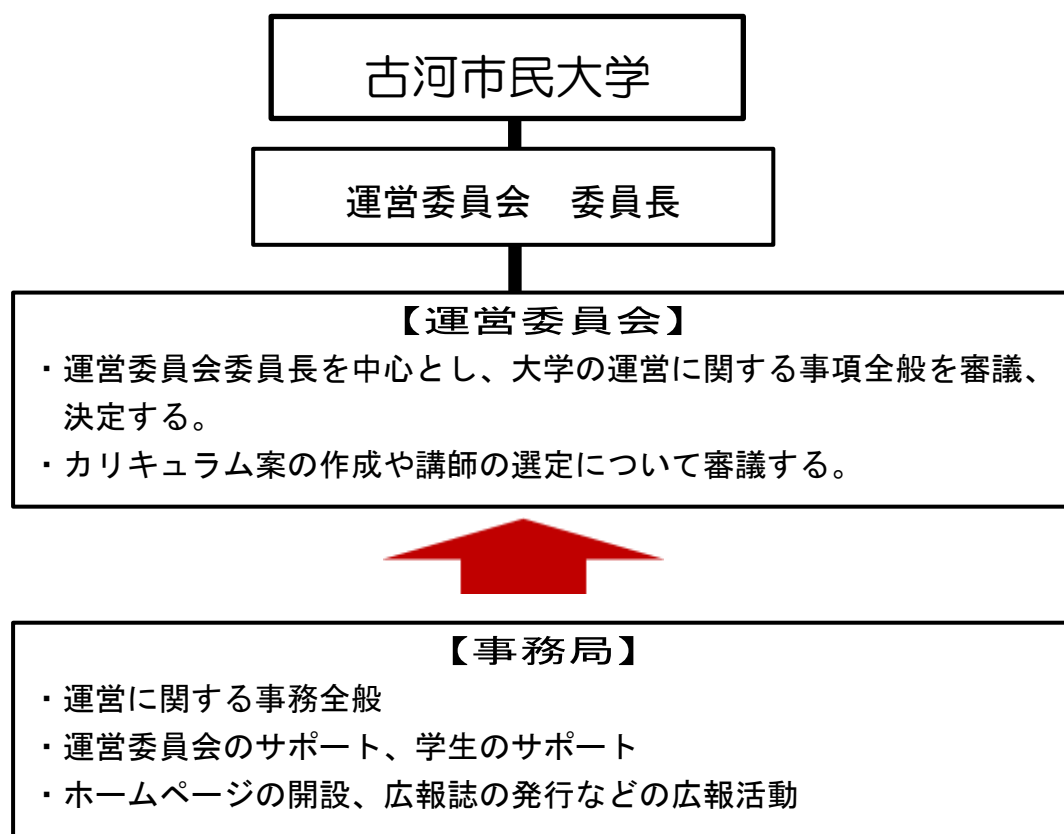
- ・教育委員会により、委員を選任し、「運営委員会」を置き、運営します。
- ・運営委員会の中に、委員長及び副委員長を置き、カリキュラム案や講師選定について審議します。

○ 事務局

- ・事務局を設置し、運営委員会の支援や、受講生のサポートを行います。
- ・ホームページの開設、広報誌の発行などを行います。
- ・事務局は、市職員を構成員とします。

【参 考】

○古河市民大学 運営体制図



(6) その他

その他として、以下のとおり提案します。

■ 卒業要件の設定について

受講者の卒業要件は設定せず、受講者の意思に基づき、継続的な学習が可能とします。

■ 修了証書交付及び単位認定について

講座修了者に対する修了証書交付及び単位認定については、当面は実施しないこととします。ただし、将来必要になった場合は検討することとします。

【参考資料 1】

古河市市民大学等検討委員会設置規則

(設置)

第1条 古河市における生涯学習の一層の推進を図り、市民の生涯学習活動を体系的及び継続的なものとするため、生涯を通じて学べる市民大学の開校及び既存講座を含む新たな講座の検討に向け、古河市市民大学等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市民大学の開校に当たり、市民大学の運営方法及び学習内容並びに既存講座との関係に関し必要な事項について協議及び検討し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 古河市社会教育委員の代表

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体の代表

(3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から第2条に規定する所掌事項に係る報告が終了した日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、特別の事由があるときは、任期中においても委員を解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人ずつ置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が欠けたときは、教育長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じ作業部会を置くことができる。

2 前項に規定する作業部会の会員は、委員長が指名する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生涯学習主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年7月17日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項本文の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

【参考資料 2】

古河市市民大学等検討委員会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	区 分	団体名・役職等
1	委員長 金田 卓也	学識経験者	大妻女子大学家政学部教授
2	副委員長 鷺尾 政市	社会教育委員	古河郷土史研究会会長
3	委員 黒沢 豊	社会教育委員	古河市体育協会副会長
4	委員 峯 和夫	社会教育関係者	古河市文化協会副会長
5	委員 櫻井 佐智子	社会教育関係者	古河親楽ファシリテーターの 会会長
6	委員 新井 洋子	学識経験者	三和保育園園長

※団体名・役職等は、委員委嘱時のものです。

【参考資料 3】

古河市市民大学等検討委員会の検討経過

回数	開催日	開催場所
	会議内容	
第1回	平成26年11月17日（月）	古河庁舎3階 第1委員会室
	○市民大学の設立背景、目的について ○古河市の生涯学習の現状について ○各自治体の事例について ○古河市市民大学等検討委員会の役割について ○今後の進め方について	
第2回	平成26年12月15日（月）	古河庁舎3階 第1委員会室
	○（仮称）古河市民大学の大学像について ・市民大学の設立目的及び機能（役割）について ・学習形態について ・活動拠点（キャンパス）について ・運営体制について ・（仮称）古河市民大学の名称について	
第3回	平成27年1月19日（月）	古河庁舎2階 205会議室
	○（仮称）古河市民大学の大学像について ・（仮称）古河市民大学の名称について ・市民大学の設立目的及び機能（役割）について ・学習形態及びカリキュラム体系（構成・内容）について （学習形態体系図、受講対象、受講者の定員、講義時間、開催時間帯、受講料）	
第4回	平成27年2月16日（月）	スペースU古河 第1会議室
	○（仮称）古河市民大学の大学像について ・学習形態及びカリキュラム体系（構成・内容）について （学習形態体系図、受講対象、受講者の定員、講義時間、開催時間帯、受講料、卒業要件の設定、修了証書の交付、単位認定の有無） ・市民大学の設立目的及び機能（役割）について ○プレ講演会等について	
第5回	平成27年3月16日（月）	古河庁舎3階 第2委員会室
	○古河市市民大学等検討委員会中間報告書（案）について ○（仮称）古河市民大学のプレ開講について	

第6回	平成27年5月18日（月）	古河庁舎2階 204会議室
	・古河市民大学等検討委員会中間報告書（案）について ・（仮称）古河市民大学のプレ開講について ・プレ開講の講座内容と講師について ・（仮称）古河市民大学の名称について	
第7回	平成27年7月27日（月）	古河庁舎2階 204会議室
	・（仮称）古河市民大学の名称について ・古河市民大学等検討委員会報告書（案）について ・プレ開講の講座内容と講師について	
第8回	平成27年9月28日（月）	古河庁舎3階 第1委員会室
	・古河市市民大学等検討委員会報告書（案）について ・今後の日程について	